

海外留学奨学制度 フローチャート

渡航前

1学年以上の留学決定

語学研修期間を除く、
単位の修得できる正規の教育課程

奨学金申請書類提出 (語学力要件有)

書類審査

選考面接

給与決定

海外留学受入証明書等提出

奨学金給与

渡航

海外留学開始

定期的に留学報告

海外留学修了

帰国後

帰国レポート 単位修得証明書 成績証明書 **提出**



**留学経験を持つ地域人材
として戸田市で活躍**

留学レポート 小島 加奈代



【アメリカ合衆国】

オハイオ大学に留学中 (2023年8月～)

大学時代から留学に興味があり、戸田市の奨学金制度に申し込んでいたのですが、コロナの影響で留学自体が二度中止となってしまったため、三度目の申請にしてようやく留学が叶いました。当初予定していた交換留学とは異なり、アメリカの大学に正規で入学することになりました。現在はオハイオ大学で社会学の修士課程に在籍しています。人種差別やジェンダー問題に興味があり、日本よりもより多様性のあるアメリカで学びたいと思ったからです。

留学してよかったと思うことは、もちろん英語力の向上もありますが、ここに来なければ体験できなかったらと思う出会いがたくさんあることです。出発の飛行機から緊張のあまり体調を悪くしていたところ、隣の席の同じくこれから留学に行く方が助けてくれたり、寮に着いて3階まで大きな荷物を運ぶのを通りすがりの方に手伝ってもらったり、留学に来てから周りの人々の優しさに気付かされました。困っていたら皆手を差し伸べてくれ、不安になっていても「あなたなら大丈夫よ!」と励ましてくれ、いつでもフレンドリーで優しいところがこの街の人々のいいところだと思います。

上手くいかなくて悩んだり、焦ったりすることもありますが、それも含めて留学を通して自己成長につながっていると感じています。

帰国後活動レポート 土谷 桃子



【オランダ】

ユトレヒト音楽院ピアノ専攻 (2021年9月～2023年7月)

留学中、自分が学びたいと思うことを見守って応援してくださいの方々に救われました。オランダでは、何事においても自分の意見をしっかり持ち、ときには周りの人に意見や助けを求めることの大切さを学びました。様々な国際背景を持つ人たちが集まった場のひとりとして生活できた経験はとても貴重で、色々なことを考えさせられる期間でもありました。

帰国後は戸田市新晋南多世交代館さくらパルにて「オランダ便り」と題したコンサートを開催しました。オランダで声楽を学ぶ友人と、日本やオランダ、その他にも様々な国の歌をお届けし、足を運んでくださった方々と国境や言語を越えたいとときを共有できたのではないかと思います。

また、戸田市文化会館のロビーにて行われている「LIVE ACT 21」にも出演させていただき、留学期間に学んだ作品を中心に演奏しました。

生まれ育った場所での演奏会は特別な思い出がありました。帰国後の2つの演奏会は懐かしさや人々のあたたかさを肌で感じる事ができた特別な経験となりました。こういった音楽活動を通して戸田市に貢献できる存在になれるようこれからも精進いたします。

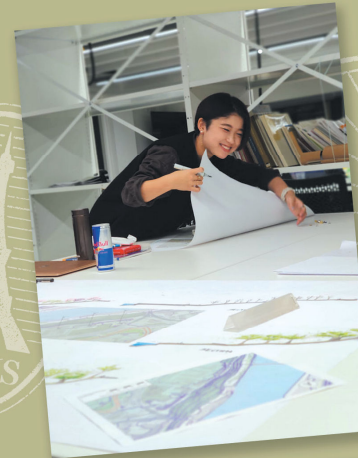
音楽院卒業後は、さらに1年間のピザを取得できる制度を利用して再びオランダで生活をしています。学生でなくなると見える景色も感じることもこんなに違うのかと毎日奮闘しています。そして演奏活動とともにピアノを教えたりと充実した日々を送っています。



教育のまち 戸田

令和6年度

戸田市 海外留学奨学生 募集案内



★戸田市ホームページにも海外留学奨学金に関する情報を掲載しています。市へ提出する書類のダウンロードもできますのでご利用ください。

●お問い合わせは

戸田市教育委員会事務局 教育総務課 総務担当

〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号 電話048-424-9582(直通)

E-mail kyo-somu@city.toda.saitama.jp

※携帯電話のメールからお問い合わせいただく場合は、上記アドレスからのメールを受信できるように設定してください。



スマートフォンはこちら
戸田市 海外留学 検索



戸田市・戸田市教育委員会

戸田市海外留学奨学制度について

戸田市には、海外留学奨学資金等の給与制度があります。
この制度は、市内在住の故金子正夫様からの寄附を基に設置された「戸田市海外留学奨学基金」により運営されるものです。

寄附金を受けた際、奨学生の資格として以下の3点を挙げられました。

- ① 戸田市民であること
- ② 海外の教育機関で正規の教育を受けること
- ③ 海外の教育機関で学究に志すこと

市ではこの趣旨に沿った「戸田市海外留学奨学資金等給与条例」を制定し、海外留学奨学資金等を給与する制度を発足させました。以後何度かの改正を経て現在に至っています。

この制度は、外国の大学に留学する方に奨学資金を給与することで、豊かな心、幅広い視野を持った、戸田市の発展に資する人材の育成を目的としています。本制度を利用した奨学生は120人(令和5年12月現在)にのぼり、様々な分野でご活躍されています。

募集要項

- 1 募集人員／若干名
- 2 留学期間／1年(1学年)以上(給与期間は、2年(2学年)を限度)
- 3 留学先／留学先の国の規定で「日本の大学、短期大学、大学院相当の学校」とする。
(大学の入学手続きについては、各自で行ってください。)
- 4 給与内容／(1)奨学資金：授業料及び生活費を給与
(2)渡航費用：往復航空運賃を給与
※(1)+(2)の限度額 (イ) 留学期間が1年(1学年)以上2年(2学年)未満の場合は100万円
(ロ) 留学期間が2年(2学年)以上の場合には(イ)の給与額に50万円を加算した額
※給与が決定された場合でも、選考結果により満額給与されない場合があります。
- 5 応募資格／(1)父母(父母に準ずる者を含む。以下同じ。)及び本人が市の住民基本台帳に引き続き2年以上記録され、日本国籍を有する人
(2)本人及びその世帯の者が市税を完納していること
(3)学校教育法の規定による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、大学院若しくは高等専門学校に在籍する人若しくは卒業後7年を経過しない人又は高等学校卒業程度認定試験規則の規定による高等学校卒業程度認定試験の合格後7年を経過しない人
(4)留学希望国の国語で意思の伝達ができる人で成績優秀、品行方正及び留学に耐え得る健康な人(表-1参照)
(5)学資が不十分な人
(6)留学先の大学で受け入れる旨の証明書を有するか、又は取得できる見込みのある人
(7)市内に居住する連帯保証人が1人以上あること(保護者可)
- 6 申請手続／(1)申請書類
戸田市海外留学奨学資金等給与申請書に次の書類を添えて教育委員会へ提出
※その他必要書類等がありますので、ホームページ掲載または窓口でお渡しする「必要書類等チェック票」を必ずご確認ください。

◇住民票(世帯全員)	◇市税完納証明書(世帯全員)
◇所得証明書(父母及び本人)	◇在学証明書又は卒業証明書
◇成績証明書	◇留学先大学の受入証明書の写し(既にお持ちの場合)
◇語学力証明書	◇健康診断書
◇海外留学費用明細書	◇父母等の同意書(書式は問いません。)
◇海外留学奨学生応募調書(個人票)	※給与決定後に別途書類が必要です。
- (2)受付期間：第1回 令和6年6月17日(月)～7月5日(金)
第2回 令和7年1月16日(木)～2月6日(木)
- (3)受付窓口：戸田市教育委員会事務局 教育総務課 総務担当
- 7 選考／戸田市海外留学奨学資金等受給者選考委員会において書類審査及び本人面接等によって選考されます。
選考委員会：第1回受付分 令和6年7月～8月開催予定
第2回受付分 令和7年2月～3月開催予定

◆表-1

留学先言語圏	試験名	語学力要件	試験実施者
英語圏	トーフル	480点(PBT)以上又は55点(iBT)以上	ETS Japan
	実用英語技能検定	2級以上	公益財団法人日本英語検定協会
	アイエルツ	アカデミック・モジュール5以上	公益財団法人日本英語検定協会
	ケンブリッジ英語検定	FCE以上	一般財団法人日本ケンブリッジ英語検定機構
	トーイック	550点以上	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会
ドイツ語圏	ゲーテ・インスティトゥートの検定試験	B1以上	東京ドイツ文化センター語学部
	ドイツ語技能検定試験	3級以上	公益財団法人ドイツ語学文学振興会
フランス語圏	実用フランス語技能検定試験	3級以上	公益財団法人フランス語教育振興協会
	フランス国民教育省認定フランス語資格試験	DELF B1以上	日本フランス語試験管理センター
スペイン語圏	スペイン語技能検定試験	4級以上	公益財団法人日本スペイン協会
	デレ	B1以上	インスティトゥト・セルバンテス東京
中国語圏	中国語検定試験	3級以上	一般財団法人日本中国語検定協会
	漢語水平考試	3級以上	HSK日本実施委員会
ロシア語圏	ロシア語能力検定試験	3級以上	ロシア語能力検定委員会
	ロシア語検定試験	基礎レベル以上	日本対外文化協会
上記以外	留学先の言語に係る語学検定試験の結果がヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B1レベル相当以上であること。ただし、これにより難い場合は、英語圏の基準による。		



Q：この制度を利用したいのですが、年齢制限はありますか。

A：年齢制限はありません。ただし、応募資格による制限があります。

Q：留学する大学等は、国立でなくてはいけませんか。

A：「日本の大学、短期大学、大学院相当の学校」で正式な学部生として正規の教育課程(単位を取得できるもの)を履修するのであれば、国立でも私立でも問題ありません。語学留学や聴講生、研究生等としての留学は対象となりません。

Q：申請はいつからできますか。

A：留学する日の1年前から渡航前まで申請できますが、市が指定する日時・場所にて選考委員会による面接を受けていただきますので、渡航日などを検討のうえ、適時に申請してください。

Q：検定試験を受験したばかりで受付期間中に結果が出ません。後日提出でよいですか。

A：申請書類は、受入証明書以外全て揃っていないと申請できません。

Q：奨学生になることによって、何か特別な義務はありますか。

A：留学報告書やパンフレット等に掲載する体験談の提出のほか、帰国後に国際教育や留学によって得られた専門分野の活用について、学校や地域への積極的な貢献を期待しています。

Q：奨学金はいつまでに返済すればいいのですか。

A：本制度の奨学金は無償給与であるところに特徴があります。奨学生は返済を心配することなく勉学に専念できます。

Q：選考委員会では面接があると聞きました。過去に面接の経験がないので不安です。

A：面接では、あなたがどうして留学しようと思ったのか、何を学びたいのかを中心に質問します。留学の動機や目的がしっかりしていれば、それほど難しいものではありません。

Q：ほかの奨学金を借りる手続きをしていますが、応募できますか。

A：本制度では、他団体奨学金制度の重複利用を認めています。他団体奨学金制度の中には重複利用を認めていないものもありますので、各団体に照会してください。

Q：語学力がヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B1レベル相当以上であることは、どのように証明するのですか。

A：各語学能力試験の実施機関に問い合わせ、ヨーロッパ言語共通参照枠と各言語試験との対照表を用いて証明してください。